

## 議案第21号 小松島市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

引用条文に条ずれが生じていることから所要の改正を行うとともに、地域包括支援センターへの配置が求められている職種で「保健師その他これに準ずる者」の準ずる者の要件として「高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者」を追加する改正を行うもの。

小松島市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年小松島市条例第27号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の <u>46第4項</u> の規定により、地域包括支援センターの人員及び運営の基準を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の <u>46第5項</u> の規定により、地域包括支援センターの人員及び運営の基準を定めるものとする。	改正
(職員の員数) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項各号に規定する準ずる者については、それぞれ次の各号に定めるものとする。 (1) 保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師を除く。)_____	(職員の員数) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項各号に規定する準ずる者については、それぞれ次の各号に定めるものとする。 (1) 保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師を除く。)であり、かつ、 <u>高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者</u> とする。	追加
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)	